

消 防 応 第 2 4 号
平成17年11月9日

各都道府県防災主管部長
殿
東京消防庁・政令市消防長

消防庁国民保護・防災部
応急対策室長

緊急消防援助隊の出動に伴う都道府県道有料道路及び
市町村道有料道路の通行料徴収免除等について

このことについては、「緊急消防援助隊の出動に伴う都道府県道有料道路及び市町村道有料道路の通行料の取扱いについて」（平成17年8月31日付け消防応第9号）に基づく各都道府県による都道府県道有料道路及び市町村道有料道路（以下、「有料都道府県道等」という。）の事業主体に対する協議・調整の結果、下記により通行料の徴収が免除されることとなり、すでに運用されておりますので留意いただくとともに、貴都道府県内の消防機関に周知願います。

記

1 対象となる車両

消防組織法第24条の3に基づく消防庁長官からの出動の求め又は指示により緊急消防援助隊として出動する車両であること。

なお、当該車両には「緊急消防援助隊〇〇県隊」等を明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい場所に掲出すること。

2 対象となる有料道路及び区間

上記1に該当する車両が、常置場所（原則として消防署所をいう。）を出発し、当該場所に帰署（所）するまでに通過する有料都道府県道等の区間とする。

3 料金所を通過する際の対応

(1) 赤色灯の点灯及びサイレンの吹鳴による緊急走行の場合であっても、上記1の車隊長は料金収受員に、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出ること。

(2) 緊急走行でない場合は、車隊長は料金収受員に、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て確認を得るとともに、別記「公務従事車両証明書」に必要事項を記載したものを手渡すこと。

(3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合は、車隊長は所属消防本部長及

び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出すること。

4 その他

- (1) 本措置に伴い、高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、指定都市高速道路及び有料の一般国道（以下、「高速自動車国道等」という。）を含めた全国の有料道路において、消防組織法第24条の3に基づく緊急消防援助隊の出動に伴う通行料は徴収が免除された。
- (2) 緊急消防援助隊にかかる訓練に伴い有料都道府県道等を通行する場合、通行料徴収免除の対象とはならない。
- (3) 既に同種内容を含めて区域を限定し、事業主体とそれぞれの消防機関との間で協定等がある場合、その内容に変更を加えるものではない。
- (4) 高速自動車国道等のうち日本道路公団が管理していた道路にかかる民営化後の各社の管理区分については、別添「日本道路公団の民営化後の状況」を参照すること。

担当：消防庁国民保護・防災部
応急対策室広域応援係
佐野・花海・南島
電 話 03-5253-7527
minamishima-t@fdma.go.jp